

刈谷市成年後見制度利用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難であるものに対し、刈谷市が行う助成について定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、刈谷市成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要領の規定に基づき、刈谷市長（以下「市長」という。）が審判の請求（以下「審判請求」という。）を行った者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護を受けている者

(2) その他成年後見制度利用に係る費用を負担することが困難であると市長が認める者

(助成対象費用)

第3条 助成対象費用は、審判請求費用及び後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部（以下「審判請求費用等」という。）とする。

(審判請求費用等の助成)

第4条 市長は、本人の収入及び資産の状況を調査して、審判請求費用等の助成を行う。

(審判請求費用等の助成額の範囲)

第5条 審判請求費用の助成額は、これに要した費用に相当する額とする。

2 後見人等の報酬の助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とする。ただし、社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(審判請求費用の助成方法)

第6条 審判請求費用の助成は、市長が家庭裁判所に対し、非訴事件手続法（明治31年法律第14号）第28条に定める関係人の費用負担命令を求める申立を行わない方法により行う。

(審判請求費用の助成対象者への通知)

第7条 市長は、前条に規定する助成を行ったときは、審判請求費用助成決定通知

書（様式第1号）により本人に通知する。

（後見人等の報酬の助成方法）

第8条 後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、後見人等報酬助成申請書（様式第2号）に家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し及び本人の財産目録等の写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を後見人等報酬助成決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（後見人等の報告義務）

第9条 審判請求費用等の助成を受けている者の後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに、市長に報告しなければならない。

（審判請求費用等の助成の中止）

第10条 市長は、被後見人が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成を中止する。

（1）第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

（2）刈谷市民でなくなったとき（刈谷市が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、保険者となっている場合、その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く）

（委任）

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号

審判請求費用助成決定通知書

平成 年 月 日

様

刈谷市長 印

平成 年 月 日付で刈谷市長が行った成年後見制度における審判請求
手続きに要した費用を助成したことを通知します。

1 要した費用

総額 円
(内訳)

2 後見人等

住 所

氏 名

生年月日

連絡先

様式第2号

後見人等報酬助成申請書

平成 年 月 日

刈谷市長様

(被後見人等)

住所

氏名

生年月日

連絡先

次のとおり、後見人等報酬支払の申請をいたします。

1 後見人等

住所

氏名

生年月日

連絡先

2 申請理由

3 後見等の内容

4 添付書類

報酬付与の審判書謄本の写し

財産目録等の写し

後見等事務報告書の写し

債権者登録申請書

様式第3号

後見人等報酬助成（決定・却下）通知書

平成 年 月 日

（被後見人等）

様

刈谷市長 印

平成 年 月 日付けで後見人等報酬助成申請のありました件については、
以下のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

1 後見人等

住 所

氏 名

生年月日

連絡先

2 報酬額

3 却下理由（却下の場合）